

三原市健康づくり情報コンテンツ作成業務  
受注者選定公募型プロポーザル募集要項

1 目的

がん検診や特定健診の受診勧奨、がんや生活習慣病に関する啓発と予防、運動や食習慣の重要性等についての情報を、ナッジ理論を活用した効果的なコンテンツを作成し、LINE で発信することにより、市民のヘルスリテラシーを向上させ、健康づくりへの意識と行動の変容を促進する。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 称 「三原市健康づくり情報コンテンツ作成業務」
- (2) 業 務 内 容 別紙「三原市健康づくり情報コンテンツ作成業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに従うこと。
- (3) 履 行 期 間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。
- (4) 予算上限額 1,320 千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

3 参加資格要件

以下に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 号各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 参加申込日において、法令に基づく営業停止処分及び競争入札参加資格者指名の停止を受けていないこと。
- (3) 参加申込日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 市税等を滞納していないこと。
- (5) 令和 6 ～ 8 年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されていること。登録されていない場合は、登録に必要な書類を併せて提出すること。
- (6) 三原市暴力団排除条例（平成 24 年三原市条例第 4 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる者でないこと。

4 説明会の開催

本プロポーザルに関わる説明会は実施しない。

5 スケジュール

| 事 項                                 | 月 日                    |
|-------------------------------------|------------------------|
| プロポーザルの公募開始<br>（募集要項・仕様書公表、配布開始・受付） | 令和 7 年 4 月 16 日（水）     |
| 質問書提出期限（電子メールにて）                    | 令和 7 年 4 月 21 日（月）12 時 |
| 参加表明書等提出期限                          | 令和 7 年 4 月 25 日（金）17 時 |

|                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| 質問書への回答             | 令和 7 年 4 月 28 日（月）    |
| 企画提案書の提出期限          | 令和 7 年 5 月 7 日（水）17 時 |
| プレゼンテーション、優先交渉業者の選定 | 令和 7 年 5 月 12 日（月）    |
| 選定委員会審査結果通知（予定）     | 令和 7 年 5 月 15 日（木）    |

## 6 質問書の提出及び回答

### (1) 提出方法

質問がある場合は、質問書(様式第 1 号)に質問事項を箇条書きで記載し、電子メールにより、件名を「三原市健康づくり情報コンテンツ作成業務に関する質問」とし送信すること。なお、受信確認のため提出した際は、電話にてその旨を連絡すること。

(2) 提出期限 令和 7 年 4 月 21 日（月） 正午までに【必着】のこと。

(3) 提出先 「11 提出先・問い合わせ先」と同じ。

(4) 回答方法 回答は 4 月 28 日(月)に三原市ホームページへ掲載する。

## 7 参加表明書等の提出

### (1) 提出書類

ア 三原市健康づくり情報コンテンツ作成業務参加表明書(様式第 2 号) 1 部

イ 添付書類(該当者のみ、※を参照)

※「令和 6 年～令和 8 年度三原市物品調達等指名競争入札参加資格者名簿」に登載されていない者が参加申込書を提出する場合、次の書類を添付すること。

- ・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
- ・印鑑登録証明書 ※写し可
- ・決算書の写し（申請日の事前事業年度の 1 年間分の財務諸表のうち、①貸借対照表、②損益計算書）
- ・市税の納税証明書 ※写し不可、市への滞納がないことの確認のため、三原市に納税義務がない場合は不要
- ・消費税及び地方消費税の納税証明書 ※写し可

ウ 会社概要書(様式第 3 号)

エ 関連業務実績書(様式第 4 号)

(2) 提出期限 令和 7 年 4 月 25 日（金）17 時までに【必着】のこと。

(3) 提出先 「11 提出先・問い合わせ先」と同じ。

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

ア 見積書（様式第 5 号）及び積算内訳書 1 部

見積りは、予算額の範囲内であること。また、A 4 版任意様式任で積算内訳書は、本体価格と税額を表記すること。

イ 企画提案書 1 部

企画提案書は、A 4 版任意様式、表紙を除く 20 ページ以内で、仕様書により

次の「三原市健康づくり情報コンテンツ作成業務受注者選定公募型プロポーザル審査基準」の内容を盛り込んで展開すること。ただし、本プロポーザルでの提案内容を制限するものではない。

なお、提案は1社につき1提案とし、提出後の変更・加筆は一切認めない。

【プロポーザル審査基準】

|     |                                                            |
|-----|------------------------------------------------------------|
| 1   | 全体事項                                                       |
| (1) | 1年間を通じた業務で、効果を上げられる全体像となっているか。                             |
| (2) | 着実な成果が期待できる実施体制であるか。                                       |
| (3) | 着実な成果が期待できる業務スケジュールであるか。                                   |
| (4) | 着実な成果が期待できる類似業務実績をもっているか。                                  |
| (5) | 提案内容に見合った見積金額であるか。                                         |
| 2   | コンテンツ作成業務                                                  |
| (1) | がん検診や特定健診の告知等に使用するコンテンツの作成にあたって、受診率向上を促進する工夫が期待できるか。       |
| (2) | 生活習慣病予防のための運動や食に関するコンテンツの作成にあたって、市民の意識と行動変容を促進する工夫が期待できるか。 |
| (3) | 作成するコンテンツは、ナッジ理論等を活用したメッセージを盛り込み、見る人に強い印象を与えるものであるか。       |
| (4) | 作成するコンテンツは、見る人にとって分かりやすく、興味や関心を引くデザインであるか。                 |
| (5) | LINE 配信コンテンツの開封率等をまとめたレポートは、事業効果を分析できるものであるか。              |

(2) 提出期限 令和7年5月7日(水)17時までに【必着】のこと。

(3) 提出先 「11 提出先・問い合わせ先」と同じ。

## 9 審査方法及び基準

### (1) 審査方法

令和7年5月12日(月)に三原市健康づくり情報コンテンツ作成業務受注者プロポーザル選定委員会にて選考を行い、委託に適した業者を決定する。

プレゼンテーションは、事業提案説明20分、質疑応答10分とし、選定委員による採点を実施し、最良な業者を決定する。

### (2) 審査基準

「三原市健康づくり情報コンテンツ作成業務受注者選定公募型プロポーザル審査基準」のとおり行い、提案が1社の場合、審査点数の6割以上を満たした業者とする。6割に満たない場合は、協議のうえ決定する。

プレゼンテーションにおいては、指定時間内に審査基準の内容を具体的に説明す

ること。

(3) 結果通知

結果通知 令和 7 年 5 月 15 日(木)予定

審査結果については、企画提案関係書類の提出があった全事業者に書面で通知するとともに、業者名・議事録・選定結果を三原市ホームページに掲載する。なお、選定の詳細についての問い合わせには一切応じない。

10 その他

- (1) 企画提案に関する費用は、提案者が負担する。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。
- (4) 提出書類については、著作権法(昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号)第 18 条第 3 項第 3 号の意思表示がない場合、三原市情報公開条例（平成 17 年 3 月 22 日条例第 12 号）に基づき公開する。
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。
- (6) 市が定める採点基準に満たない場合には失格とする。

11 提出先・問い合わせ先

三原市保健福祉部保健福祉課 健康増進係（栗田・吉永）

〒723-8601 三原市港町三丁目 5 番 1 号

電話 0848-67-6053 FAX 0848-64-2130

E-Mail [sunsea@city.mihara.hiroshima.jp](mailto:sunsea@city.mihara.hiroshima.jp)